

生駒市条例第35号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年11月28日

生駒市長 山下 真

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年9月生駒市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和31年11月生駒市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第4条 生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年9月生駒市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第6条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第7条 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例(平成24年3月生駒市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第8条 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成27年4月1日から施行する。